

平成 29 年度 第 3 回 島田宿大井川川越遺跡整備委員会

日時 平成 29 年 12 月 14 日
午後 1 時 30 分～午後 4 時
場所 島田市博物館

次 第

1. 開会

2. 島田市教育委員会文化課長 あいさつ

3. (1) 議題

整備基本計画について

- ① 遺跡の整備方針について
- ② 川越街道の車両通行について
- ③ その他

(2) その他

今後について

川越遺跡発掘現場 現地視察

4. 閉会

②川越街道の車両通行について

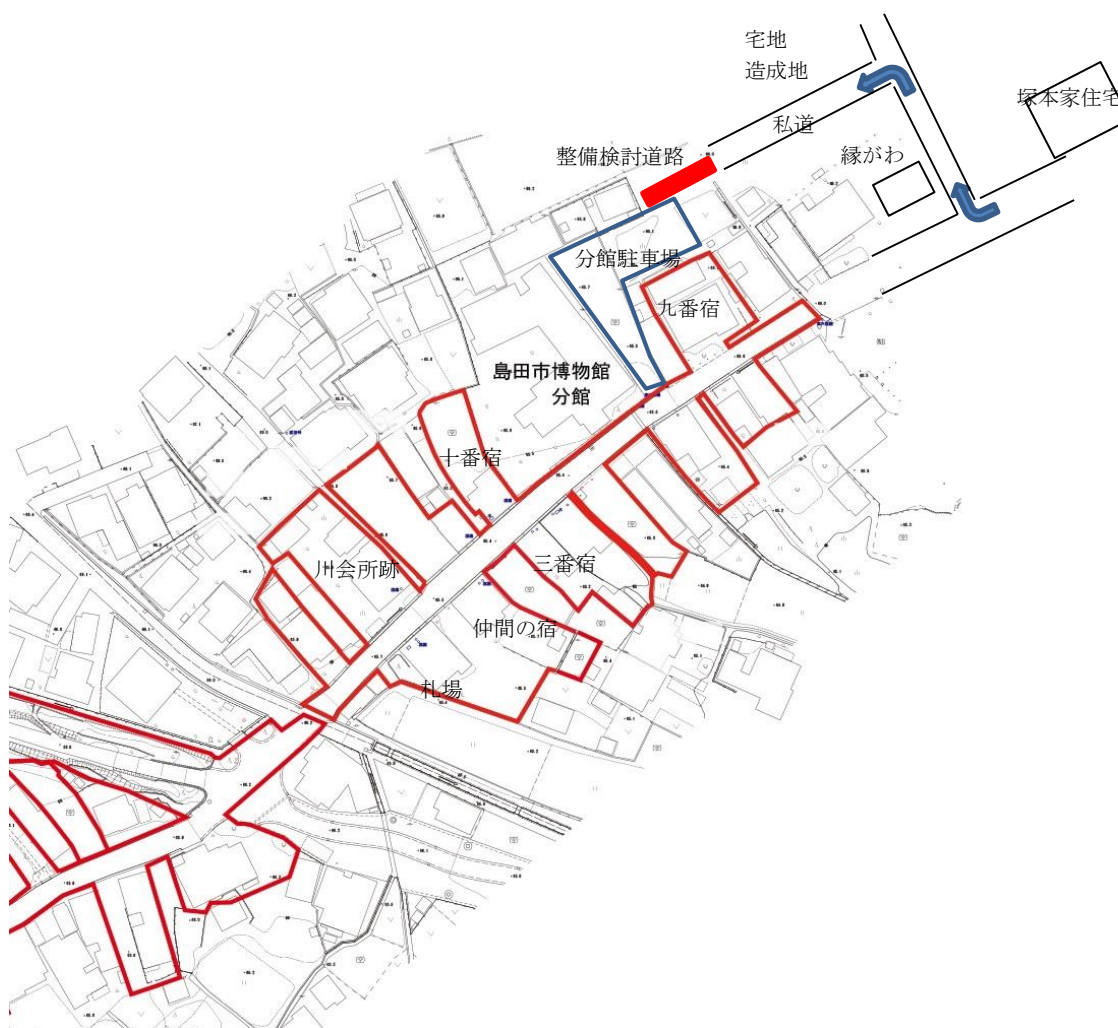
博物館分館の駐車場について

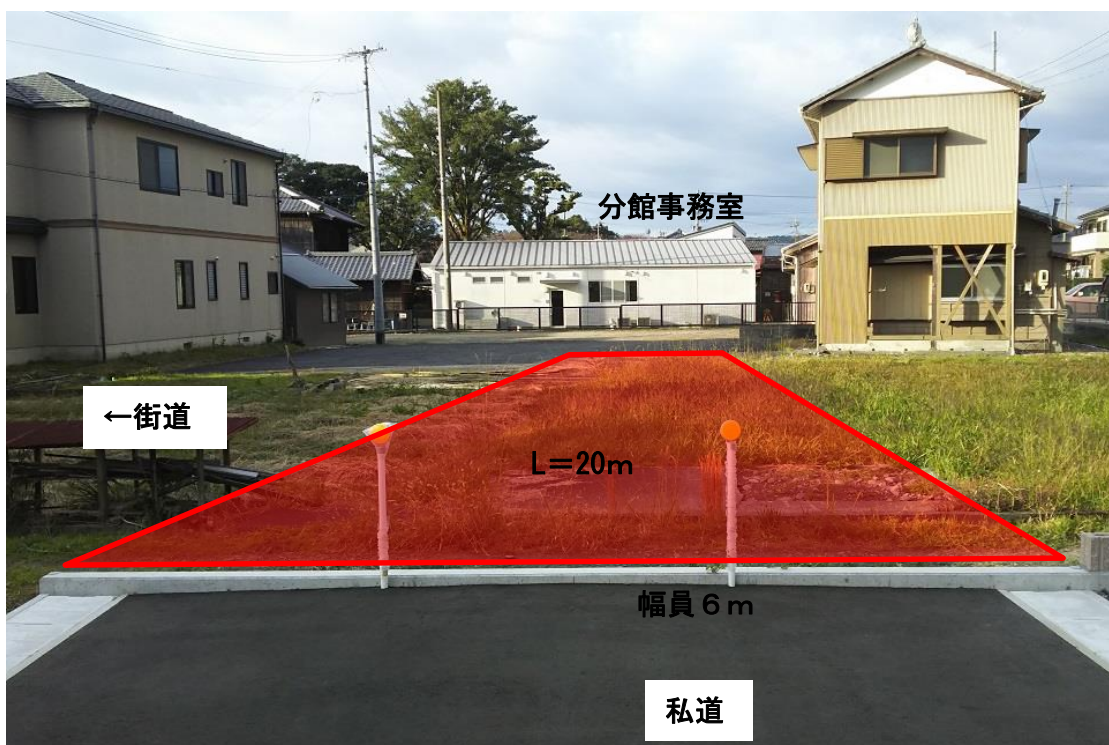
博物館分館東側の不動産が所有する土地・建物を現在博物館で借りている。これは、博物館分館前の史跡指定地である旧酒屋跡及び十番宿裏の土地を分館勤務職員及び観光客用の駐車場として使用してしまっていたため、その問題を解決する方策として駐車場を設けた。

しかしながら、川越遺跡整備委員会の委員から、街道に乗用車を入れるのは遺跡を歩く観光客の安全確保や景観保全の面から分館東側への駐車場設置に対する反対意見が述べられた。

現在、分館東側駐車場へは街道側からしか入ることができない。しかし、今年分館東側で宅地分譲に伴い、6 m幅の道路（私道）が農業用水路の東側まで延びた。

この道路を西へ20 m延長することができれば、デイサービス縁がわの角から指定地内の街道を通らずに分館駐車場に自動車を停めることができ、分館への利便性を落とすことなく街道への観光客の乗用車の乗入れを軽減することができると考えられる。このため、分館駐車場に接続する道路の整備を検討していきたい。





平成 29 年度新設の私設道路から分館駐車場を望む

【課題】

1. 駐車場用地の買上げが必要。
2. 手前の住宅地の道路は他の道路への接続ができる道路ではなく、市道認定されない。
3. 既設の手前道路と赤塗りの整備検討地の間には水路・赤道があり、河川専用等の対応も必要となる。
4. 現在、手前の道路は私道で接続させてもらえるか不明。買取りして博物館分館駐車場の侵入路として買い上げると、市道でないため、建設課では管理できない。

○迂回路等の周辺道路整備

周辺道路整備については、文化庁の補助メニューにはない。文化財関連では「歴史まちづくり法」に基づく社会資本整備総合交付金が考えられるが、「歴史的風致維持向上計画」の策定及び3大臣の認定が必要になる。平成 35 年以降の周辺整備の中で検討していきたい。

○街道の車両規制について

【課題】

1. 地元住民の同意が必要である。
2. 周辺道路への影響を最小限にする必要がある。
3. 警察の許可が必要である。